

令和3年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議（説明要旨）

議題（1）

介護保険施設等の整備承認について

お手元の資料1-1「介護保険施設等の整備計画について」を御覧ください。

最初に「介護保険施設整備の手続きについて」ご説明しますので、資料1-2を御覧ください。

本県では、介護保険の入所型施設の整備については、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画により、圏域ごとにそれぞれの施設の整備枠を設定しております。

圏域ごとに整備枠を設ける理由といたしましては、それぞれの地域で必要な介護施設の整備を促進するにあたり、地域のニーズを把握し、介護保険における負担と給付のバランスを考慮しながら進めて行く必要があるためです。

整備を行う場合には、この圏域会議における承認が必要であるため、設置予定者から事前に協議をしていただくことになっております。

1「事前協議の流れ」を御覧ください。

(1)の事前相談票が提出されますと、整備予定地の市町村へ意見をお聴きし、(3)の圏域内の市町村で構成する研究会等の開催により圏域の調整を行うこととなっております。

この圏域会議で御意見をお伺いしたのち、(5)のとおりその結果を事前相談票提出者に通知することとなっております。

今回、御審議いただく案件は、2に記載しております施設種類のうち(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」について、事前相談があったものです。

(5)の「混合型特定施設入居者生活介護」について、少し補足をさせていただきます。

すぐ下の※の2に記載しましたように、「特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく指定を受けて、その施設が日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを介護保険サービスとして提供するものです。

このうち、入居者が介護保険の要介護者に限られているものが(4)の「介護専用型」、入居者が要介護者に限られていないものが(5)の「混合型」です。

また、※の3に記載しましたように、(5)の「混合型」につきましては、入居者が要介護者に限られていないことから、施設定員の7割を介護保険における要介護者のための整備枠として設定することとされております。

次に、資料1-3の「尾張西部圏域第8期介護保険施設等整備計画」を御覧ください。

この資料には、表が5つありますが、いずれの表におきましても、左から「区分」、「3年3月末定員数」、「整備目標」、その右に「必要数」すなわち整備枠、一番右に「今回申請分」、を記載しております。

今回、事前相談のありました5の「混合型特定施設入居者生活介護」の、この圏域における整備枠(必要数)は、5の表の一番下に網掛けをしておりますとおり、令和3年度までに25名、令和5年度までについても25名となっております。

なお、圏域内の介護保険施設の設置状況につきましては、次の資料1-4に、施設の種別、市別に施設名と定員を記載しております。

資料1-1にお戻りください。

今回、事前相談のありました、整備計画の内容ですが、株式会社ライフタップからのもので、現在、稲沢市内で運営している「有料老人ホームくるみの木 稲沢」について、「混合型特定施設入居者生活介護」の指定を受けようとするものです。整備予定定員は35名、混合型の場合は、さきほど御説明申し上げましたとおり、施設定員の7割を介護保険の整備枠として設定することになりますので、整備枠は35名の7割の24名であり、開所予定は令和4年7月です。

整備枠24名というのは、さきほど資料1-3で御説明しました混合型特定施設入居者生活介護の第8期整備計画の令和3年度整備枠である25名の範囲内です。

また、本計画につきましては、整備予定地である稲沢市の参考意見を求めるとともに、令和4年1月5日に開催したワーキンググループに諮ったところ、圏域内の全市、一宮市と稲沢市の了解が得られていることから、承認が適切と考えております。

議題(2)

愛知県尾張西部医療圏保健医療計画の中間見直しについて

昨年8月にこの圏域会議の書面開催において原案を検討して、それにつきまして県に提出させていただいております。

県の方で取りまとめをしまして、11月に医療体制部会及び医療審議会が開催されまして原案の決定となっております。

その後、12月からパブリックコメントをさせていただきました。

それでは資料1の方を御覧ください。

原案からの変更のポイントをまとめたものが資料1です。

これは左側に目次項目が載ってまして、右側にそれに対する主な変更点を記載しております。

それでは、変更箇所のポイントを資料2(追加・修正部分表示版)も見ながら説明させていただきます。

まず、7ページ目の第2章につきましては、主な疾患等に対する医療提供の目標を掲げたものです。

同ページの第1節、がん対策です。

10ページの表2-1-2 主要部位がんの推計患者数の資料名を修正しました。

11 ページの表 2-1-6 圏域内病院におけるがん登録・がん疼痛治療・精神症状のケアの実施状況の資料名を修正しました。

次に 26 ページ目の第 4 節、糖尿病対策です。

27 ページに、医療連携体制の現状と課題を追記しました。平成 30 (2018) 年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組みが開始されているためです。県の全圏域での共通の変更になります。

31 ページ目の第 5 節、精神保健医療対策です。

33 ページに医療観察法における指定通院医療機関名を、非公表扱いのため削除しました。

同ページ下段の認知症疾患医療センターについて、文言修正しました。

次に 45 ページ目の第 4 章、災害医療対策です。

49 ページの災害医療提供体制体系図、及び同体系図の説明を県計画に合わせて 50 ページのように入れ替えました。

次に 56 ページ目の第 6 章、小児医療対策です。

同ページの一宮医療療育センターの説明を第 5 章の周産期医療対策の記載と整合性を図りました。

また、57 ページの第二赤十字病院を日赤名古屋第二病院と修正しました。

次に 70 ページ目の第 9 章、高齢者保健医療福祉対策です。

同ページの愛知県高齢者健康福祉計画を愛知県高齢者福祉保健医療計画に修正するとともに、現状の見出しにおいて、認知症対策から認知症施策の推進に修正しました。

71 ページに、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、令和 2 (2020) 年度から制度化され、取り組みが開始されているため、現状、課題、今後の方策を追記しました。県の全圏域での共通の変更になります。

以上が、尾張西部医療圏保健医療計画の修正案の説明です。

また、資料 3 が修正案の最新版となっています。

最後にこれからの保健医療計画の流れでございます。

本日の資料により、御検討していただいております。これを県の方に提出する予定となっております。

県の方で、各圏域の計画を取りまとめまして、2月の医療体制部会、3月の医療審議会が開催されまして、そこで議決されれば、答申を示していただきまして、これを受けまして、県が決定、公表となる運びでございます。

報告事項 (1)

愛知県地域保健医療計画 (別表) に記載されている医療機関名の更新について

資料 3-1 におきまして、令和 3 年 9 月 9 日に更新されました「愛知県地域保健医療計画 (別表)」の尾張西部医療圏に関係する変更部分を整理しています。

5「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名では、「一宮市休日・夜間急病診療所」の名称が変更され、「一宮市休日急病診療所」となりました。

7「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名では、「第一赤十字病院」が「日赤名古屋第一病院」に、「第二赤十字病院」が「日赤名古屋第二病院」に、医療機関名の変更がありました。

8「小児救急医療」の体系図に記載されている医療機関名では、「第二赤十字病院」の名称が「日赤名古屋第二病院」に変更となりました。

更新後の別表が、資料3-2になります。なお、今回の変更されたページ数は、12ページ、19ページ及び20ページになります。

報告事項(2)

尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について

資料4-1及び資料4-2におきまして、尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の開催状況を整理しています。

資料4-1は、令和3年11月4日に開催しました「令和3年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会」になります。「公的医療機関等2025プランに準じた事業計画」、「非稼働病棟を有する医療機関への対応」及び「公立・公的医療機関分の具体的対応方針及び役割の決定」を協議しました。

「公的医療機関等2025プランに準じた事業計画」につきましても、医療法人恵仁会の医療法人恵仁会一宮整形外科から提出のありました「公的医療機関等2025プランに準じた事業計画」について協議を行い、事業計画に合意が得られました。

「非稼働病棟を有する医療機関への対応」につきましても、非稼働病棟を有する総合大雄会病院と稲沢市民病院につきましても、関係者に出席をもとめ、今後の計画の説明を行っていただきました。

協議の結果は、総合大雄会病院の1病棟と稲沢市民病院の1病棟(3階北病棟)の計画に対して、病棟維持の必要性の合意が得られました。稲沢市民病院の1病棟(4階北病棟)については、判断がつかないため、継続協議となりました。

「公立・公的医療機関分の具体的対応方針及び役割の決定」につきましても、新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランに対しまして、具体的な方針の協議を行いまして、プラン作成医療機関の具体的対応方針及び役割を決定いたしました。

報告事項につきましても、記載のとおり2点ございました。

資料4-2は、令和4年1月21日に開催しました「令和3年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会」になります。「病院の特定病床計画」を協議しました。

病床整備計画について、病院の特定病床計画が1件提出されまして、計画者に出席をもとめ、説明を受け、審議いたしました。

報告事項につきましても、該当ありませんでした。

その他

資料配付といたしまして、配付させていただいた資料が、6種類ございますが、御意見、疑問な点等がございましたら、「愛知県循環器病対策推進計画の策定について」、「令和3年9月30日現在の既存病床数」及び「令和3年度清須保健所事業概要」につきましては、清須保健所まで、「保健行政の概要」、「尾張福祉相談センター事業概要」及び「児童相談のあらまし」につきましては、それぞれ、一宮市保健所、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センターまで御連絡いただければと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。